

よくあるご質問

2023年4月21日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

今回ご案内の償還免除申請に関すること

<免除の対象について>

Q1.償還免除について（小冊子）のフローチャートを見ても自分が免除に該当するかわかりません。

A1.償還免除について（小冊子）をお手元に用意し、問い合わせ先に問い合わせください。

Q2.償還免除の申請はいつまでできますか？

A2.令和5年度の申請は、令和5年9月29日まで（消印有効）になります。
令和4年度の申請については、下記の問い合わせ先にご相談ください。

Q3.免除申請をしたのですが、いつ頃結果がわかるのですか？

A3.令和5年7月以降に償還免除になったかどうか償還免除承認（不承認）決定通知により、順次郵送で通知いたします。
※申請書類に不備があった場合は、結果が出るまでに時間がかかることがあります。
※多くの申請をいただいておりますので、個別の審査状況の問い合わせはご遠慮ください。

Q4.住民税が非課税の場合は借りているすべての貸付がまとめて免除になりますか？

A4.償還免除の判定は資金ごとに行いますので、それぞれ申請書類の提出が必要になります。

Q5.住民票を分けた場合はどうなるのですか？（住所の変更は無いが単身世帯に変わっている等）

A5.償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当しません。

Q6.借受人が婚姻等により世帯状況が貸付時と変わり、借受人が非課税、世帯主が課税である場合償還免除になりますか？

A6.借受人の住民税が非課税（均等割・所得割の両方）であれば償還免除の対象となります。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>

よくあるご質問

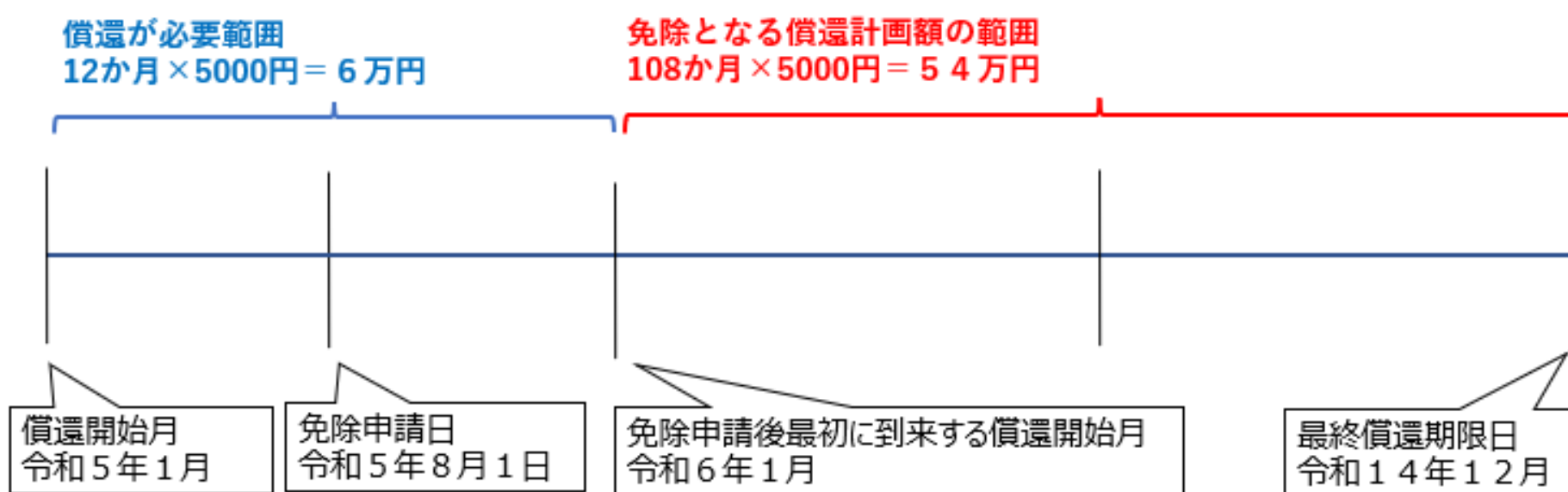
2023年4月21日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

今回ご案内の償還免除申請に関すること

Q7.令和3年度と令和4年度は住民税課税のため免除にはなりませんでしたが、令和5年度は住民税非課税でしたが、免除の申請はできますか？

A7.免除の申請が可能です。ただし、全額免除にはなりません。国の免除規程では、「当該借受人が償還免除を申請した月の以降、最初に到来する当該借受人が償還を開始した月以降の償還計画額の残額を一括して免除する」とされています。

(例) 総合支援資金初回 60万円借入 120回払い 毎月5000円の償還の場合)
令和5年8月に免除申請した方は令和6年1月から償還が開始される分の償還計画額全額が免除となります。



<申請書類について>

Q1.免除申請書を書き間違えました。

A1.間違えた箇所を二重線で消し、その上部の余白に正しく記入し直してください。
(訂正印は不要です)

Q2.免除申請書が複数届いているのは、どうしてですか？

A2.複数を借入された場合は、2枚の免除申請書を送付しています。
免除申請は、借入された資金ごとにする必要がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>

よくあるご質問

2023年4月21日現在
記載の内容は予告なく改定されることが
ありますのでご了承ください

今回ご案内の償還免除申請に関すること

Q3.償還免除を申請する貸付が複数ある場合、必要書類(住民票、非課税証明書)は複数必要ですか？

A3.住民票と非課税証明書については原本 1 通とその他はコピーで構いません。

Q4.免除申請書を無くしてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A4.再送いたしますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

Q5.住民税の非課税証明書はどうやって入手したらよいですか？

A5.お住まいの地域の市町村役場の課税担当にお問い合わせください。
住民税の均等割と所得割の両方が非課税となっている場合、免除の対象となります。

Q6.貸付を受けた後に転居をしていて、免除申請書類が届いていません。

A6.まずは住所変更の手続きが必要です。よくあるご質問「各種変更届に関すること」をご覧ください。

問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>